

新潟市技能功労者表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、永く同一の職業に従事し技能の錬磨、後進の育成等その職種の向上、発展に寄与した者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 この表彰は、市内に住所を有する、別表に掲げる職種に従事する者で、同一職種の技能者として30年以上の経験を有し、優れた技能を持ち他の技能者の模範と認められる者又は、その功績が顕著な者で市長が特に必要と認めた者とする。ただし、過去においてこの表彰又は豊栄市産業振興功労者表彰若しくは新津市技能功労表彰を受けたことのある者及び懲役又は禁錮以上の刑に処されたことのある者を除く。

(基準日)

第3条 前条に規定する30年以上の経験の基準日は、毎年10月1日とする。

(推薦方法)

第4条 表彰を受けようとする者（以下「候補者」という。）の推薦は、当該候補者が加入する団体が行うものとする。ただし、団体に加入していない候補者の推薦については、当該候補者以外の者が行うことができる。

2 前項の規定により、団体その他の推薦者は、表彰基準に該当する者があるときは、新潟市技能功労者表彰推薦書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(決定方法)

第5条 市長は、前条の規定により新潟市技能功労者表彰推薦書の提出があったときは、その内容等を審査し、新潟市技能功労者選考委員会に諮って決定し、表彰を行う。

(表彰方法)

第6条 市長は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

- ① 表彰は、毎年11月に表彰式を開いて行う。
- ② 表彰は、表彰状を授与し記念品を贈呈して行う。
- ③ 表彰が決定した後に被表彰者が死亡した場合は、遺族に表彰状及び記念品を贈呈することができるものとする。

(選考委員会)

第7条 市長は、被表彰者の選定の適正を期するため、新潟市技能功労者選考委員会を設置する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

職業部門	職種	
1 生産工程	1.製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	①製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 ②鋳物製造・鍛造従事者 ③金属工作機械作業従事者 ④金属プレス従事者 ⑤鉄工, 製缶従事者 ⑥板金従事者 ⑦金属彫刻・表面処理従事者 ⑧金属溶接・溶断従事者 ⑨その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)
	2.製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	①化学製品製造従事者 ②窯業・土石製品製造従事者 ③食料品製造従事者 ④飲料・たばこ製造従事者 ⑤紡織・衣服・繊維製品製造従事者 ⑥木・紙製品製造従事者 ⑦印刷・製本従事者 ⑧ゴム・プラスチック製品製造従事者 ⑨その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
	3.機械組立従事者	①はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 ②電気機械器具組立従事者 ③自動車組立従事者 ④輸送機械組立従事者(自動車を除く) ⑤計量計測機器・光学機械器具組立従事者
	4.機械整備・修理従事者	①はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 ②電気機械器具整備・修理従事者 ③自動車整備・修理従事者 ④輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く) ⑤計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者
	5.生産関連・生産類似作業従事者	①画工, 塗装・看板製作従事者 ②生産関連作業従事者(画工, 塗装・看板政策を除く) ③生産類似作業従事者
2 輸送機械運転	1.定置・建設機械運転従事者	①発電員, 変電員 ②ボイラー・オペレーター ③クレーン・ウインチ運転従事者 ④建設・さく井機械運転従事者 ⑤その他の定置・建設機械運転従事者
3 建設・採掘	1.建設・土木作業従事者	①型枠大工 ②とび職 ③鉄筋作業従事者 ④大工 ⑤ブロック積・タイル張従事者 ⑥屋根ふき従事者 ⑦左官 ⑧畳職 ⑨配管従事者 ⑩土木従事者 ⑪鉄道線路工事従事者 ⑫その他の建設・土木作業従事者
	2.電気工事従事者	①電線架線・敷設従事者 ②電気通信設備工事従事者 ③その他の電気工事従事者
4 その他	1.その他従事者	①あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師 ②ソフトウェア作成者 ③理容師 ④美容師 ⑤クリーニング職, 洗張職 ⑥調理人 ⑦植木職, 造園師
5	その他市長が適当と認めた職種	

備考 本表の職種欄に掲げる職種は平成27年5月総務省統計局「平成27年国勢調査に用いる職業分類」の職業分類の中分類及び小分類による職種である。

